

# はたちからのスタート

～平成26年に新成人となるあなたへ～



福井県選挙管理委員会・市町選挙管理委員会  
福井県明るい選挙推進協議会・市町明るい選挙推進協議会  
福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPT

## 目次

■投票に行くことって大事なことなんだね! .....	1
■プラチナチケット「選挙権」 .....	2
■選挙のつぼ Part1 .....	3
■「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど .....	4
■投票所の中をチェック! .....	6
■雨にも負けず、風にも負けず投票へ .....	7
■私たちの投票用紙はどこへ? .....	8
■若者よ、立ち上がれ! .....	10
■私たちも選挙に参加 CEPTです! .....	11
■選挙のつぼ Part2 .....	13
■選挙クイズに挑戦! .....	14
■選挙のエトセトラ .....	16
■平成25年度 明るい選挙啓発ポスター .....	17
■平成25年度 明るい選挙啓発標語 .....	17

さて、「CEPT」、「めいすいくん」っていったいどれでしょう?

P1、P11をご覧ください!

## 投票に行くことって大事なことなんだね！



はじめまして、めいすいくんです。  
みなさん、新成人おめでとうございます。  
20歳になってできるようになったこと  
(飲酒…?)はいろいろあるけど、忘れて  
はいけません。そう「選挙」！

こんにちは、CEPT 隊員のあすかです。  
皆さんは自分たちの生活をもっと良くしてほしいなど  
思うことはありませんか。  
そんな想いや願いを私たちの代わりに国や地域で実現  
してくれる人たちを選ぶこと、それが「選挙」です。  
これから、私とめいすいくんが、選挙についてナビゲ  
ートするよ。

CEPTについては、P11で紹介するよ。



## 若い世代が投票に行かないと、何か問題があるの？

こんにちは、CEPT 隊員のりゅうのすけです。  
立候補者の中には、人数が少なく投票に行かない若い  
世代よりも、人数が多く投票に来てくれる他の世代を優  
先した政策を掲げることで支持を得ようとする人もいま  
す。  
そして当選後は、自分を選んでくれた他の世代が望む  
政策を行おうとします。  
この結果、若い世代にとって生活しにくい世の中になっ  
てしまうかも知れません。  
そうならないためにも、一人ひとりが投票に参加し、  
若い世代の存在を世の中にアピールすることが一番の近  
道なんだね。



### ひとくちメモ「選挙のめいすいくん」

明るい選挙のイメージキャラクターで、投票箱をモチーフとしてつくられました。  
頭にある2本の縦線は投票用紙の投函口を表しています。名前の「めいすい」は、  
「明るい選挙推進」の「明」と「推」を引用しています。



# プラチナチケット「選挙権」



選挙といってもまだピンとこないかもしれないけど、20歳になったらみんなに与えられる権利、それが選挙権なんだ。  
まずは、選挙権について説明しよう！

## 明治時代はプラチナチケット？



明治時代の有権者は、一定額以上を納税する25歳以上の男子に限られ、その数は、全人口のわずか1.1%でした。選挙権が20歳以上の全ての国民に与えられるようになるまでには、長い時間がかかったんだよ。



被選挙権(選ばれる権利)は、選挙権とはちょっと違ってるとよ！

## 選挙権(選ぶ権利)

### [要件]

#### 国会議員

日本国民で年齢満20歳以上の者

#### 地方公共団体の議員・長

日本国民である年齢満20歳以上の者で同一市町村に引き続き3か月以上住んでいる者

※選挙権・被選挙権の要件は、以上のとおりですが、公職選挙法や政治資金規正法に定める一定の罪を犯した者などは除かれます。

## 被選挙権(選ばれる権利)

### [要件]

#### 衆議院議員、市町村長

日本国民で年齢満25歳以上の者

#### 参議院議員、知事

日本国民で年齢満30歳以上の者

#### 県・市町村の議会の議員

その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者

## ひとくちメモ「選挙権は18歳から？」

平成19年5月に国民投票法(正式名称は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」)が公布され、国民投票の投票をすることができる年齢は18歳以上とされました。ただし、関係法令の改正がなされるまでは20歳以上とされています。これに伴い、選挙権についても18歳以上となるかもしれませんが。

## 選挙のつぼ Part1

### 投票しないと罰金!?

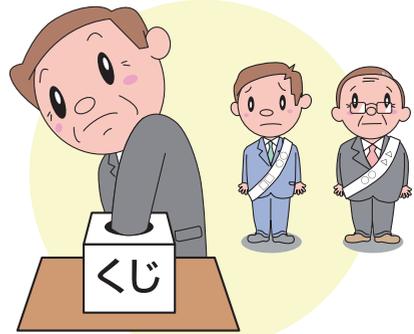
日本では、投票を行わないことも認められていますが、憲法で「投票は義務」と規定されている国（イタリアなど）や、さらには、投票を行わないと罰金を払わなければならない国（オーストラリア、ベルギーなど）もあります。



### くじで当選人が決まる!?

当選人は、開票が終わった後、選挙会において得票の多い者から順次決定されますが、たまたま最下位当選者となるべき者で得票数が同じ者が2人以上いるときは、選挙長がくじで当選人を決定することになっています。

この方法は、昭和22年以降採用されましたが、それ以前は年長者が当選人とされていました。



### 当確は誰が発表する？

テレビで開票速報を見ていると、開票終了前に当確（当選確定）が伝えられることがあります。これは報道機関が、候補者の得票状況や候補者の選挙地盤、その他過去の実績等を考慮して独自に発表しているものです。開票率が数パーセントでも当確の発表がされる場合もあるようです。



## 「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど



衆議院議員総選挙の投票に行ったら、3枚も投票用紙をもらいました。さて、なんの投票用紙か分かるかな!

最後にもらった1枚は、最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙だけど、あとの2枚の投票用紙は…。答えの前に、まずは、選挙の仕組みを勉強しよう。



### 衆議院議員総選挙

小選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期は4年ですが解散により任期が短くなることがあります。

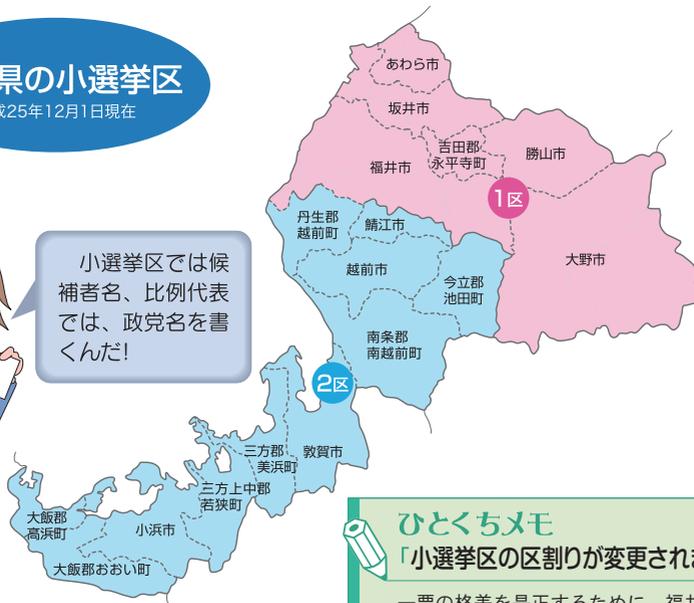
- 小選挙区選挙：福井県では2選挙区あり、定数は各1名(計2名)です。
- 比例代表選挙：福井県は北陸信越ブロック(新潟県、富山県、石川県、長野県と同じブロック)で、定数は11名です。

### 福井県の小選挙区

平成25年12月1日現在



小選挙区では候補者名、比例代表では、政党名を書くんだ!



### ひとくちメモ

#### 「小選挙区の区割りが変更されました」

一票の格差を是正するために、福井県の選挙区を一つ減らして2つにするための法律が成立し、次の衆議院議員総選挙から、新しい選挙区で選挙が行われます。

もう分かったよね。CEPTがもらった2枚の投票用紙は、衆議院議員総選挙の「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の投票用紙なんだね。

次に、参議院議員の選挙について説明しよう。衆議院議員の選挙とはちょっと違うよ。



## 参議院議員通常選挙

選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期満了(6年)による選挙により、3年ごとに半数が改選されます。

- 選挙区選挙：都道府県単位で行われ、福井県の定数は2名です。
- 比例代表選挙：全国を単位として選挙区が設けられています。

選挙区では候補者名、  
比例代表では候補者名  
または政党名を書くのよ!



知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙も忘れちゃいけないよ。

みんなの願いを県や市町村など身近なところで実現してくれるのが知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員なんだ。

だから、どの選挙もとても大切なんだよ!



## ひとくちメモ「総選挙?通常選挙?」

「総選挙」は衆議院議員の選挙に使われ、「通常選挙」は参議院議員の選挙に使われます。衆議院議員の場合、全議員を一斉に改選するため「総選挙」と言い、参議院議員の改選は、3年ごとに半数ずつ行われるため「通常選挙」と言います。

## 投票所の中をチェック!



20歳になって、初めて投票所に行ったときは、とてもドキドキしたよ。

初めてのときって緊張するよね!  
よし、僕が投票所の中を紹介するね!

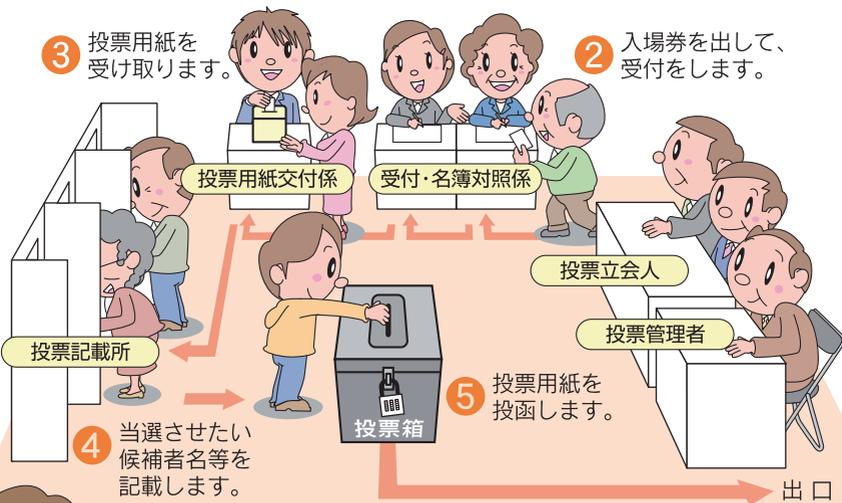


### 投票所の中はこうなっている!

- 1 投票日の原則午前7時から午後8時までの間に、入場券を持って決められた投票所に行きます。

- 3 投票用紙を受け取ります。

- 2 入場券を出して、受付をします。



- 4 当選させたい候補者名等を記載します。

- 5 投票用紙を投函します。



投票所は朝7時から夜8時まで開いています。

投票日はほとんど日曜日だから用事のある人も多いかも。でも、投票所は朝7時から夜8時まで開いているので、出かける前、帰宅前にちょっと寄り道して投票してね。

また、小さな子供さんや介護者なども一緒に投票所に入ることができるよ。

### ひとくちメモ「投票所入場券を忘れたら?」

投票日が近づくと、通常、投票所入場券が送られてきますが、これは、映画の入場券とは異なり、これがないと投票所に入れないというものではありません。忘れた場合でも投票はできるので、心配しなくても大丈夫! 必ず投票に行こうね!

# 雨にも負けず、風にも負けず投票へ



投票日が、大学の友人との卒業旅行の日と重なってしまったの。

大丈夫!僕に任せて!とっておきの方法があるよ。



## 当日都合が悪いときは、事前に投票OK

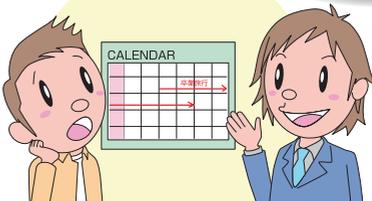
### 期日前投票

#### ●投票できる人

投票日当日に、仕事や旅行、レジャー等で投票所へ行けない人

#### ●投票できる日、時間

公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで(土・日曜日を含む。)の原則午前8時30分から午後8時まで



## 入院中も投票OK

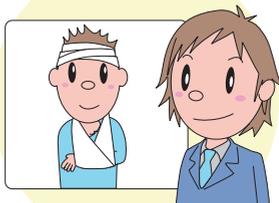
### 不在者投票

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設において不在者投票ができます。

## 外国でも投票OK

### 在外投票

日本国籍を持つ有権者で、現在の住所地を管轄する在外公館の管轄区域に3か月以上住んでいる人は、国政選挙において、外国で投票できます。



投票方法の詳細については、お住まいの市町の選挙管理委員会にお聞きください。



## ひとくちメモ「南極からも投票OK」

南極地域観測隊の隊員で一定の要件に該当する人は、昭和基地または南極観測船しらせからファックスを使用して国政選挙の投票ができます。



# 私たちの投票用紙はどこへ？



投票箱に入れた投票用紙がその後どうなるか知ってる？

みんなが未来を託した投票用紙の行方、気になるよね。追跡してみよう！



## 投票用紙の行方

- 1 各投票所の投票箱は、開票所に集められます。
- 2 開票立会人の立会いの下、投票箱を開きます。
- 3 すべての投票箱を一齐に開いて、投票用紙を混同します。
- 4 投票を点検し、その有効無効を決定します。このとき、開票立会人の意見を聞きます。
- 5 開票が終了し、候補者別の得票数が出たら、選挙会を開いて当選人を決めます。

当該開票区内の選挙人は、開票状況を見ることができます。



参観人



## ひとくちメモ「投票用紙はいつまで残す？」

投票用紙など選挙に関して作成された書類は、後で訴訟が提起された場合など改めて必要となることもあるので、その選挙に係る議員または長の任期が終了するまでの間、市町村の選挙管理委員会において保存されます。

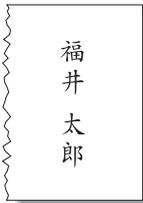


集められた投票箱を開き、投票用紙を混ぜ合わせるのは、投票の秘密を守るためなんだ。

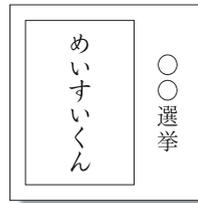
そう!それと、せっかく投票したのに、次のような投票は無効になるから気をつけてね!  
みんなは候補者の名前を正しくはっきり書きましょう!



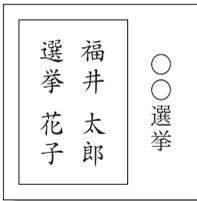
## 無効票の例



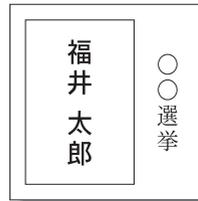
**①** 所定の用紙に  
書かないもの  
メモ用紙に  
書いたものはダメ



**②** 候補者でない者の  
氏名を記載したもの  
めいすいくんは、  
立候補していないよ



**③** 2人以上の  
候補者の氏名を  
記載したもの  
選ぶのは1人だけだよ



**④** 自分で  
書かなかったもの  
ゴム印を  
押したものはダメ



**⑤** 候補者の氏名以外の  
ことを書いたもの  
名前以外のことを  
書くとは原則無効だよ

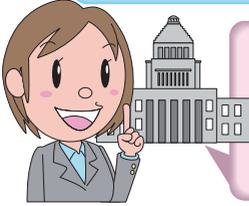


### ひとくちメモ「投票用紙は自然に開く？」

投票用紙は、普通2つ折りにして投票箱に入れます。しかし、開票時に1枚1枚開くのは大変なので、最近は投票箱の中で自然に開く性質のある素材で作られています。

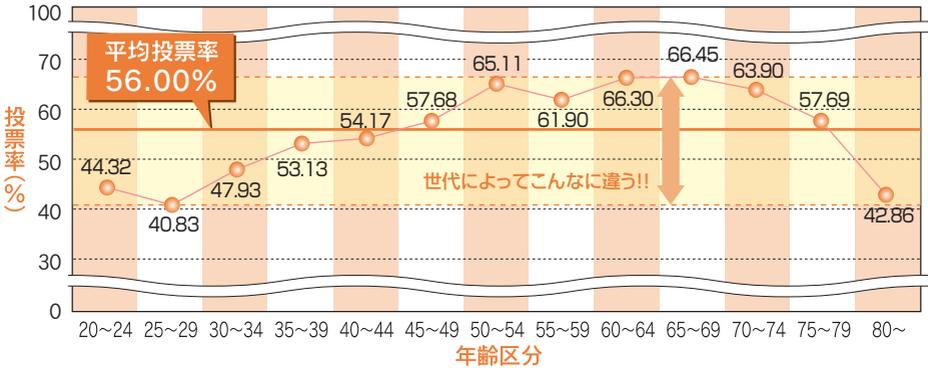
# 若者よ、立ち上がれ!

下のグラフを見てよ。投票率が低い状態が続いてるね。特に若者の投票率がとても低いんだ。20代後半の投票率は、約40%で60代後半の投票率より25ポイントも低いんだ。

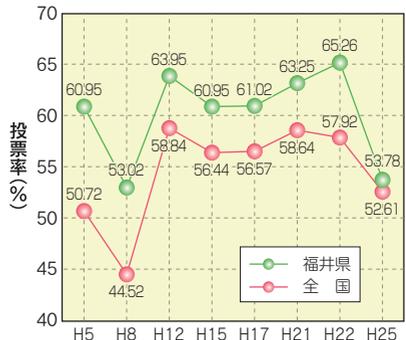


私たち若者がもっと投票に行かなければ、若者の声は政治に届きません。自分1人が投票しても何も変わらないと感じる人がいるかもしれないけど、少子高齢化、税金、年金問題、ニートやフリーターの増加などは、私たち若者の今、そして将来に関わる問題なんだ。とにかく投票に行こう。すべてはそこから始まるから!

## 県内投票率(第23回参议院議員通常選挙 平成25年7月21日執行)



## 参议院議員通常選挙における最近の投票率の推移



### ひとくちメモ

#### 「投票に行かない理由No.1は?」

投票に行かなかった理由のベスト3は次のとおりでした。(平成24年の第46回衆議院議員総選挙の調査結果)

- ① 適当な候補者も政党もなかった ……26.1%
- ② 仕事があった ……24.3%
- ③ 政党の政策や候補者の人物像など 違いがよくわからなかった ……19.1%

みんなは必ず投票に行こうね!  
投票日に用事があったら、期日前投票をしよう!

# 私たちも選挙に参加 CEPTです!



私たち若者も選挙に関わっています。  
みなさんも一緒に活動してみませんか?

## CEPT(セプト)とは?

「Clear Election Promotion Team」の略  
明るくきれいな選挙を進めよう!という若者の選挙啓発ボランティアグループです。

- **正式名称** : 福井県明るい選挙推進青年活動隊 C E P T
- **サークル構成** : 20歳代の若者で構成され、平均年齢は22歳です。  
男性5名、女性13名、計18名 (学生13名、社会人5名)
- **活動内容** : 投票率アップに向け、若者の視点から選挙啓発を企画立案・実施します。
  - ・月1~2回の企画会議
  - ・各種イベント会場、大学での選挙啓発活動
  - ・街頭キャンペーン等での投票呼びかけ
  - ・他県の選挙啓発グループとの交流

そのほか、  
楽しくやって  
ま〜す。



企画会議



福井マラソンでの  
選挙啓発活動



大学祭で投票総参加を  
呼びかけ



街頭キャンペーンでの  
投票呼びかけ

福井県選挙管理委員会のホームページでCEPTの活動内容を紹介しています。

<http://www.pref.fukui.jp/doc/senkan/akarui/25cept.html>

CEPTに参加を希望される方は、ご連絡ください。

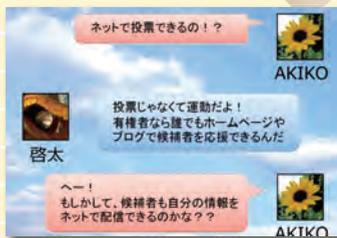
☎0776-20-0357

✉ [senkan@pref.fukui.lg.jp](mailto:senkan@pref.fukui.lg.jp)

## CEPTが「ネット選挙運動啓発動画」を作成

平成25年7月の参議院議員通常選挙からインターネットを使った選挙運動が可能となったことから、県内の若者で構成されているCEPTは、有権者に向けてネット選挙運動の啓発動画を作成しました。

動画は約60秒で、若い有権者に広く浸透しているSNS(ツイッター、フェイスブック等)を利用した選挙運動ができるようになったことなどをLINE風のやりとりで紹介し、「めいすいサウルス」が投票参加を呼びかける内容となっています。



## CEPTから新成人の皆さんへ

“投票”は政治に参加する第一歩。難しいことないから、まず1回“投票”してみよう! きっと、自分の一票で政治が動いて実感できるよ!

ゆうき

“投票”に行ったら変わったこと。新聞やニュースの話題が身近に感じられるようになり、何より自分が社会の一員であるという自覚が出てきました。“投票”して、あなたの意思を示そう!

ほのか

福井県のご当地めいすいくん  
「めいすいサウルス」  
県内各地で大活躍中!!



福井ブランドである恐竜にちなんで、CEPTがデザインおよび命名した福井県のご当地めいすいくん「めいすいサウルス」が誕生1周年を迎えました。

これまでに、選挙の啓発活動や各種イベントに登場し、その愛らしさで子どもはもちろん大人にも大人気です。

## 選挙のつぼ Part2

### インターネット選挙運動

平成25年に公職選挙法が改正され、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

候補者や有権者はホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどを活用して選挙に関する情報を伝えることができます。

その一方、有権者が電子メールを使って投票依頼を行うことや候補者、政党からもらったメールを知人に転送、または印刷して配布することなどは引き続き禁止されていますので注意が必要です。



「●●候補に1票を！」とフェイスブックやツイッターに投稿

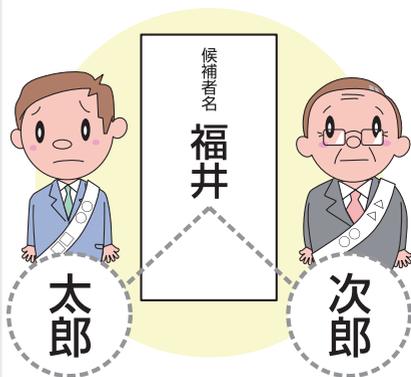
「●●候補に投票しよう！」と友達に電子メールを送る

### 得票に一票未満の端数があるのは？

選挙結果の発表をみると、ときどき得票数に小数点がついていることがあります。これは、「按分(あんぶん)」という仕組みの結果なのです。

例えば、福井太郎と福井次郎という候補者があった場合、「福井」とだけ書いた投票はどちらの候補者を書いたのかわかりません。こうした投票があった場合に、それぞれの候補者の得票数に応じて分けることを「得票の按分」といい、このため得票数に小数点がつくことがあるのです。

これは、政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。



# 選挙クイズに挑戦!

## 「寄附の勧誘はダメ！」

広井てつお



## 【問題】

- Q1. 投票日は何時から何時まで投票できますか。 →
- Q2. 投票日に結婚式で県外に行くことになりました。投票はできないのでしょうか。 →
- Q3. 投票する際に投票箱の中を見ることはできますか。 →
- Q4. 政治家が選挙区内の者に対し、入学祝、結婚祝、新築祝などを出すことはできますか。 →
- Q5. 町内会の役員が、町内の人たち全員に祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。 →
- Q6. 政治家が選挙区内の者に対し、年賀状等のあいさつ状を出すことはできますか。 →
- Q7. 町内会の役員が、「〇〇候補者に投票をお願いします。」と菓子箱を持ってきましたが、受け取ることはできますか。 →
- Q8. 選挙運動期間中に、電話で投票依頼することはできますか。 →
- Q9. 選挙運動期間中に、候補者に陣中見舞いとしてお酒を持っていくことはできますか。 →
- Q10. 当選した候補者に、当選祝いとしてお金を持っていくことはできますか。 →



わかったかな？  
解答は次のページだよ。

解答だよ。



## 【解答】

- A1. 原則として午前7時から午後8時まで投票できます。
- A2. 告示（公示）日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票ができます。
- A3. できません。ただし、投票日に最初に投票する人は、投票箱の中に何も入っていないことを確認します。
- A4. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A5. できません。また、政治家を威迫して寄附を求めた場合は、町内会の役員が処罰されます。
- A6. できません。ただし、答礼のための自筆によるものは認められます。
- A7. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A8. できます。電話による選挙運動は誰でも自由に行うことができます。
- A9. できません。選挙運動に関し、飲食物を提供することは、湯茶およびお茶受け程度の菓子を除き、禁止されています。
- A10. 禁止されており、罰則の適用があります。



## ひとくちメモ「三ない運動」

「三ない」とは「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり「三ない運動」とは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。

# 選挙のエトセトラ

## 市町の長および議会議員の任期満了日

(平成26年1月1日現在)

	任期満了日			任期満了日			任期満了日	
	市町長	議会議員		市町長	議会議員		市町長	議会議員
福井市	27.12.22	27. 5. 1	あわら市	27. 4.23	29. 6.30	越前町	29. 3.12	29. 3.12
敦賀市	27. 4.29	27. 4.29	越前市	29.11. 5	※26. 7.29	美浜町	27. 3. 6	※26. 3.14
小浜市	28. 8. 4	27. 4.30	坂井市	※26. 4.22	※26. 4.22	高浜町	28. 5.18	27. 4.29
大野市	※26. 7. 6	27. 2.20	永平寺町	※26. 3.11	※26. 7.31	おおい町	※26. 4. 1	27. 4.29
勝山市	28.12.25	27. 8.31	池田町	29. 2. 1	27. 4.29	若狭町	29. 4.30	29. 4.30
鯖江市	28.10.16	27. 7.14	南越前町	29. 2.12	※26. 4.30			

※は平成26年中に選挙が行われるものです。なお、議員に欠員が生じているときは、市町長の選挙に便乗して補欠選挙が行われる場合があります。

## 知事および県議会議員の任期満了日

任期満了日	
知事	県議会議員
27.4.22	27.4.29

## 国会議員の任期満了日

任期満了日	
衆議院議員	参議院議員
28.12.15	28.7.25・31.7.28

※参議院議員は3年ごとに半数改選

## 選挙啓発ソング「正義のヒーロー」

作詞/五十嵐圭祐さん 作曲/青山 好恵さん

♩ = 118

ひとつの ちからは ちいさいけれど み  
 んながかん がえればーきつ と うまくいくー あ  
 あなたの ちからは むい みじゃないー あ  
 あなたの ちからが ひつ よ うなんだー  
 こう ほしゃではなくー メイン はあな  
 た せいぎのみかたはー あなただーよー

県選挙管理委員会のホームページからお聴きいただけます。(アドレスは裏表紙参照)

# 平成25年度明るい選挙啓発ポスター

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞



上山 陽菜乃さん  
(越前町立朝日小学校6年)

## 金 賞



### 小学校の部

上山 陽菜乃さん  
(越前町立朝日小学校6年)



### 中学校の部

白木 沙彩さん  
(敦賀市立松陵中学校2年)



### 高等学校の部

小林 克彰さん  
(福井工業大学附属福井高校1年)

# 平成25年度明るい選挙啓発標語



「投票日 交わすあいさつ 行ったけの」

越前市 北田 政寛さん



「選挙権 最も身近な 意志表明」

敦賀市 横山 佳奈さん



「この一票 貴重な権利 果たす義務」

高浜町 田淵 禄也さん

普段から政治や選挙に関心をもって  
自分たちの明日をきりひらこう!



## 福井県選挙管理委員会

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0357 FAX 0776-20-0631

URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/senkan/index.html>

E-mail [senkan@pref.fukui.lg.jp](mailto:senkan@pref.fukui.lg.jp)

※選挙日程、選挙の仕組みや明るい選挙推進運動の記録などをホームページで公開しています。